

小郡市 建築確認申請（副申事務）提出時チェックリスト

小郡市では、建築確認申請の副申事務（調査報告書の添付）を行っています。事務対象の確認申請機関は、次の2機関です。

【1】久留米県土整備事務所（建築指導課）

【2】福岡県建築住宅センター

必要部数

- ・ 正本 1 部
- ・ 市控え 1 部（返却いたしません）

※当チェックリストの添付をお願いします

提出書類			備考
(1)	☐	建築確認申請書	様式は確認申請機関ホームページよりダウンロード可能です
(2)	☐	位置図・付近見取り図	申請地が分かるもの
(3)	☐	配置図	
(4)	☐	平面図	
(5)	☐	立面図	最高高さが明記されたもの
(6)	☐	字図（写し）	小郡市控えのみ添付
以下、該当する場合は書類の写しを添付してください			
(7)	☐	文化財課の有無の回答書	【文化財包蔵地】
(8)	☐	地区計画の届け出に関する回答書	【地区計画区域内】
(9)	☐	都市計画法 53 条許可書	【都市施設内】
(10)	☐	開発検査済証 （都市計画法第 29 条、第 36 条 2 項等）	【市街化調整区域内】 (*1)市街化調整区域内で建築可能であることを示すもの（必要な添付書類については、確認申請機関へご相談ください）
	☐	建築許可書（都市計画法第 42 条、第 43 条）	
	☐	証明願（都市計画法施行規則第 60 条）	
	☐	全部事項証明書（土地・建物共）等 (*1)	

※注意点※ 特に注意していただきたいことを記載していますので、ご確認ください

確認事項	担当課
市街化調整区域内に建築を計画する場合は、小郡市及び福岡県都市計画課と事前協議を行ってください。	都市計画課 建築指導係
公共下水道区域においては下水道接続の申請が必要です。事前に「誓約書」または「排水設備等工事計画確認申請書」を提出してください。 ※未提出の場合、調査報告書の発行が出来ません	下水道課 工務係
建築基準法による道路のセットバックが発生する場合（都市計画法の開発許可や小郡市開発整備要綱に該当する場合を除く）は、小郡市道路後退用地に関する整備要綱の書類提出をお願いします。	建設管理課 管理係

《お問い合わせ》

小郡市役所 都市計画課 建築指導係

電話 0942-72-2111（内線 353）